

常任委員会 審査報告

総務文教常任委員会報告

総務文教常任委員会は、3月7日に開催され、付託を受けた執行部提出案件7件の審査を行いました。主な質疑は次のとおりです。

第6次小郡市総合振興計画基本構想及び前期基本計画骨子の策定について(議案第15号)

現在の第5次小郡市総合振興計画が令和3年度で満了となるため、新たに令和4年度から12年度までの基本構想、令和4年度から8年度までの前期基本計画骨子の策定について、提案するものです。

問：体育館を防災の拠点にするということについて、考え方をお尋ねします。

答：現在市役所を本部として防災体制を取っていますので、当然市役所が防災の拠点ということとで活用をしています。それから防災拠点となる施設整備ということですが、大きな考え方として出しているものですので、

保健福祉常任委員会報告

保健福祉常任委員会は、3月8日に開催され、付託を受けた執行部提出案件6件の審査を行いました。主な質疑は次のとおりです。

小郡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について(議案第4号)

平成31年4月より三国幼稚園を小郡幼稚園と統合し休園としました。施設の活用については、アンケートやワークショップを通じて、市民の意見や幼児施設ニーズの動向予測等を行ってきました。その結果、三国幼稚園に認定こども園等の幼児施設を新たに整備する必要性は無くなつたと判断し、令和4年3月31日をもって、三国幼稚園の廃止をすることとしました。このことに伴い、本条例の一部改正を行うものです。

問：三国幼稚園のその後の活用について、どういう方針ですか。

答：入所を伴う幼児施設として、

都市経済常任委員会報告

都市経済常任委員会は、3月9日に開催され、付託を受けた執行部提出案件2件の審査を行いました。主な質疑は次のとおりです。

令和3年度小郡市一般会計補正予算(第13号)の承認について(議案第5号)

ため池劣化状況評価業務委託料497万円の増額補正は、防災重点農業用ため池の決壊から人命や財産を守るため、ため池の構造等の低下状況を把握・評価し、防災工事等の必要性について調査するものです。国の補正予算に伴い、県が前倒しで予算配分されたものです。調査対象は17箇所、全額国の補助事業です。

問：調査対象が17箇所と言われましたが、市内にため池はいくつありますか。

答：農業用ため池は市内55箇所あり、防災重点農業用ため池として、県の指定を受けているため池は30箇所です。その内、今

今後実際個別に作成していく段階と、基本計画を作っていく中でも、検討させていただきたいと思っております。

再利用するということは考えていませんが、広い分野で検討している状況です。

議案の主な内容

★専決処分を報告し、承認を求めることについて(令和3年度小郡市一般会計補正予算(第11号))(報告第1号)

今年1月1日から始まったマイナポイント第2弾で、マイナンバーカードの交付が増大することを見込み、北別館1階中会議室にマイナンバーカード総合支援窓口を開設するための費用を、専決補正したものです。財源としては、全額国庫補助対象となっております。

★専決処分を報告し、承認を求めることについて(令和3年度小郡市一般会計補正予算(第12号))(報告第2号)

主な事業として、まず非課税世帯等への臨時特別給付金事業です。これは、新型コロナウイルスの影

回の劣化状況評価は、改修済みとされている8箇所を除く22箇所が対象となっており、令和3、4年度の事業予定が17箇所、令和8年度に残りの5箇所を行う予定です。

響により、困難に直面した方への生活支援を目的として、住民税非課税世帯等を対象に、1世帯当たり10万円を給付するものです。次に生活困窮者自立支援金支給事業です。既に社会福祉協議会による総合支援資金の貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために実施するものです。これら一律の事業です。

★小郡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第1号)

国家公務員の育児休業等に関する法律等の改正が行われたことに伴い、本市職員についても、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和、具体的には1年間の在職期間の要件を撤廃することになります。それから妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知・意向確認、育児休業に係る研修の充実や相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境

の整備等を義務付けることになつていきます。これらの内容を義務付けるために条例改正を行うものです。

★特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例及び小郡市消防団員の定
員、任免、給与、服務等に関
する条例の一部を改正する条
例の制定について

(議案第2号)

消防庁長官の通知により条例改正を行うもので、消防団員の年額報酬を見直すとともに、出動に係る報酬と費用弁償を創設するものです。それに合わせて小郡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例で規定されています出動に係る費用弁償の規定を削除するものです。

★特別職の職員で常勤のもの
の給与、旅費及び退職手当に関
する条例の一部を改正する条
例の制定について

(議案第3号)

三役の給料及び期末手当について、改めて財政健全化へ向け、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、引き続き市長10%、副市長及び教育長4%の減額を実施するものです。

★令和3年度小郡市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の承認について

(議案第6号)

一般被保険者療養給付費については、医療費の保険者負担分として各医療機関へ支払うものですが、当初積算額よりも支払額が多く、予算が不足したため1億550万円の増額補正をお願いするものです。なお、この療養給付費は全額が県より普通交付金として交付されるもので

★令和3年度小郡市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の承認について(議案第7号)

保険給付費については、令和3年4月から12月までの給付実績をもとに、本年度の決算見込みを行い補正するもので、増額・減額ありますが全体で1500万円の減額となります。償還金、利子及び割引料41万円の増額については、平成29年度の介護給付費に関する会計実地検査が令和元年度に実施され、事業費再確定に伴う精算分として、県へ返還するものです。介護予防・生活支援サービス事業費については、訪問サービス、通所サ-

ビス共に、令和3年4月から12月までの給付実績をもとに、本年度の決算見込みを行い、1134万2千円を増額補正するものです。

★市道の認定、廃止及び路線変更について(議案第16号)

道路法第8条第2項、及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。今回、新規で認定する路線が6路線、廃止する路線が3路線、変更する路線が1路線です。

★小郡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第18号)

令和3年度の人事院勧告と国の動向を踏まえ、国、近隣自治体との均衡を図り、本市でも期末手当支給率の改定等を行うため、条例の一部を改正するものです。一般職員においては、令和4年4月以降の期末手当を年間0.15月分引き下げられるので、同様に再任用職員においても、令和4年4月以降の期末手当を、年間で0.1月分引き下げるものです。なお、令和3年度の引下げに相当する額についても国、近隣自治体の対応を踏まえ、令和4年6月に支給す

る期末手当から減額し調整します。

★小郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第19号)

令和3年度の人事院勧告等を踏まえ、一般職員の期末手当支給率が改定されることに伴い、条例の一部を改正するものです。会計年度任用職員の期末手当支給率の改定はありませんが、期末手当支給率の規定は、一般職員の給与と条例を準用し、読み替え規定を設けているため、一般職員の期末手当支給率が改定されることに伴い、読み替え部分を改正するものです。

★特別職の職員で常勤のもの
の給与、旅費及び退職手当に関
する条例の一部を改正する条
例の制定について

(議案第20号)

令和3年度の人事院勧告等を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の引下げを行うため、条例の一部を改正するものです。本市でも、特別職の国家公務員及び近隣各市の特別職の期末手当の支給率との均衡を図る必要があることから、令和4

年4月以降については、年間で期末手当を0.1月分引き下げられるものです。なお、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額し調整します。

★小郡市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第21号)

令和3年度の人事院勧告等を踏まえ、市議会議員の期末手当の引下げを行うため、条例の一部を改正するものです。令和4年4月以降については、年間で期末手当を0.1月分引き下げられるものです。なお、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額し、調整します。

★損害賠償の額を定め和解することについて(議案第22号)

水路用地の寄付採納の誤りに対応するための錯誤登記事務における、職員の業務遅延による損害賠償の額を定めること、及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。